

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第14回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年9月24日（水）11：00～12：58

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第14回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

まず古城委員ですが、予定の変更により本日欠席となっております。柏木委員は遅れていらっしゃいます。次にオブザーバーですが、本日は、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、関西電力株式会社、北村仁一郎副本部長、日本熱供給事業協会、辻正太郎副会長、そして野村総合研究所、植村哲士上級研究員が出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁、総務省及び国土交通省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議事

(1) ガスシステム改革について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

本日は、前半でガスシステム改革、それから後半で熱供給システム改革について議論をしたいと思います。

最初に、前回の小委員会でご紹介ございましたけれども、海外現地調査を行いました。これについて、先々週ですかね、私とそれから引頭委員も同行して実施をいたしました。その結果を、調査の受託者であります野村総合研究所から資料3に沿ってご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○植村オブザーバー

それでは報告させていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。今回の出張は、総合エネルギー企業化に向けた取り組みというところと、サービスの多様化というところと、消費者への安定供給というところについて主に情報収集しております。

まず1点目、1ページでございますが、総合エネルギー企業化というところで、電力・ガスの併売及びほかの事業分野との併売等々について調べました。今回、イギリス、ドイツ、フランスの3カ国を主に訪問しておりますので、その各国で収集した情報をもとに資料を整理しております。

イギリスに関しましては、規制がなく非常に自由な市場になっておりまして、電力・ガスの併売が多数行われているということが確認されました。一方で、水道に関しては規制ビジネスですので、なかなか参入できないという意見がインタビューした企業からありました。

ドイツに関しては、併売規制はないんですけども、個別供給にとどまっているという指摘がありました。

フランスに関しましては、一部、企業が水道事業の持ち分を保有したりはしております、あとガス・電力に関しましても自由料金、規制料金、双方が存在していることになりますので、自由料金同士、規制料金同士の併売ということについては可能であり、幾つか行われているようですけれども、自由料金と規制料金をクロスにした併売というのは行われていないというふうなコメントがありました。

次、2ページに行きまして、サービスの多様化ですけれども、全部が全部、調べられているわけではないので、ごく一例をお示しするにとどまりますが、インタビューの中でE.ONのイギリスの法人から、消費者の家庭用の省エネについて支援するようなサービスとして、このsaving energy toolkitというのが提供されているというような報告がありました。

次に、消費者への安定供給ということで3ページをご覧いただきたいのですが、欧州では現在、「消費者の選択多様性の確保」というところを消費者への安定供給の一つの背景とする考え方として提示しておりまして、主にネットワーク部分ではアンバンドリングの徹底とアクセスの確保。小売部分に関しましては、新規事業者や小規模事業者の参入促進、供給事業者の情報提供、これは価格比較サイトの運営等を通じて行われている。あとは料金メニューの削減による消費者の選択容易性の改善というところで、スイッチングをなるべく進めていくという、主に各点がインタビューでは回答されております。

価格比較サイトに関しましては、次の4ページがドイツの民間の価格比較サイトになります。これは広告収入で運営されている、完全にビジネスとして行われているケースであります、

各電力、ガス、通信、あとレンタカーとかもあるようですけれども、そういうのを個別に、4ページの右のように、ある条件を入れるとずらっとガス供給者が出てきて、それを消費者が見ながら選べるというようなサイトが民間でももう既に提供されているということがわかりました。

5ページに関しましては、欧州ではもう自由化が進められておりますけれども、ネットワークへの投資というところで、EU、下に挙げている例はドイツの例ですけれども、TSO、DSOに当たる分野に関して、政府としてもそれなりの支援をしているというところで、EUに関しましてはTENプロジェクト、Trans-European Networkのプロジェクトとして2020年までの投資計画が作成されておまして、幾つかのインフラ投資の資金支援が行われているのと同時に、近年、許認可が結構時間がかかるというところで、ファストトラックパーミッションというところで、なるべく重要なインフラの建設に関する許認可の期間を短くしようという動きがありました。

TSO、DSOに関しましては、建設コストに関して、特にTSOに関してはまず政府と建設計画について協議する過程でタリフのほうに反映させると。建設費用を考慮した接続料の設定をするということが行われています。

配給管投資に関しましても、DSOの料金設定の際にパイプラインの費用というのを考慮する形で計算式が決められているということがわかりました。

非常に限定ですけれども、以上で報告を終わります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

私も同行させていただきまして、印象的だったのは、今ご説明ありましたように、価格の多様化等について消費者に情報提供するという、そういう点でかなり各国とも気を配っていたなという印象を持っております。

引頭委員、何かコメントございますか。

○引頭委員

ご説明ありがとうございます。私も同行させていただきましたが、少し素朴な感想を申し上げさせていただきたいと思います。欧州エネルギーは自由化の先輩でもあります。いろいろな異業種のサービスを組み合わせた販売といったようなものは思ったよりも、進んでいなかったという印象を持ちました。エネルギーではガスと電気が動じに提供されていたとしても、それぞれの業での料金メニューがあり、それを単に同時に提供するという形になっておりました。

そうした状況で失望したというよりは、むしろ逆に、日本はエネルギー業界のみならず異業種との連携も含め、新たなサービスのクリエーション、開拓においてももしかしたら先頭に立てるのではないかと逆に強い思いを感じて戻ってまいりました。

委員長がおっしゃったように、ヨーロッパにおいて、消費者に対する情報開示は非常に進んでいたという印象もまた一方で持ちました。

ただ、一つ少し踏み込んだことを申し上げさせていただきますと、例えば、イギリスでは料金メニューの中に固定料金と変動料金というのがありました。しかし、変動料金そのものの仕組みの説明はあっても、実際どのような状況の時に事業者が料金を引き上げるのか、引き下げるのかという点については、必ずしも消費者は十分な情報を得られていない模様であり、この点は欠けている側面ともいえます。日本ではそうしたことも踏まえて、情報開示の内容を考えていったらいいのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

この件についてご質問とか、ご意見あろうかと思うんですけども、これから本日議論する論点と関係しておりますので、各論点の議論の際にまとめてお願いしたいというふうに思います。

それでは議題1の1点目、利用者保護のための措置について議論を行います。

事務局から資料4についてご説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料4利用者保護のための措置について、最初のページの枠の中に書いてあるとおり、本日の論点は、1. ガス小売事業者の倒産時など不測の事態でも供給を途絶させないために最終保障サービスは必要か。必要な場合どの事業者が提供すべきか。2. 小売料金規制について何らかの移行措置は必要か。必要な場合どのような内容が適当か、の2つです。

1つ目の最終保障サービスのあり方については、1ページ目の一番下において、本年4月3日に開催した第7回の本小委員会では、電気事業法で設けられたような最終保障サービスは必要ないとの意見が多かったです。一方、消費者保護の観点から、例えばガス小売事業者が倒産など不測の事態でも供給を途絶させないための仕組みが必要ではないかという意見がありました。

また、小委員会の検討以降、国民からの意見募集において、「供給していた事業者の倒産などで消費者が新たな事業者と契約を結ぶまでの間、一時的にガスの供給が受けられなくなることも懸念される。このようなことのないよう、考えられるさまざまな状況において、誰が責任を持って供給するのかを明確にするべき」といった意見が出されています。

2ページ目の(2)にあるとおり、改正電気事業法(第2弾)では、利用者がどの小売事業者からも電気の供給を受けられない場合、一般送配電事業者が最終保障サービスを提供すること

としています。提供主体は一般送配電事業者としていますが、その理由は、小売分野において対等な競争条件を確保することで小売競争を促進するという観点を重視するとともに、実際に電力供給がなされることを最終的に担保するのは一般送配電事業者であるという電力の技術的側面を勘案したものです。

最終保障サービスの料金その他の供給条件については約款として定め、経済産業大臣に届け出ることとされ、届け出られた約款について料金が不当に割高であるなど、社会的、経済的事情に照らして著しく不適切な場合には変更命令が出せることとしています。

3ページ目に進んでいただいて、図表1に欧州の状況がまとめてあります。

欧州ではガスの小売を全面自由化した際に、日本の電気とほぼ同様のサービスの提供を規定しています。サービス提供者は、主要国では小売事業者の中から指定している例が多いですが、導管事業者を選んでいる国もあります。

また、②ですが、米国のニューヨーク州やカリフォルニア州でも導管事業者が同様の最終保障サービスを提供するというルールが定められています。

これを踏まえて本日の論点は、まず①ですが、最終保障サービスのようなのは必要かどうか。例えば家庭用などの利用者を保護し、小売事業者が予告なしに破綻するといった事態にもガスの供給が途絶することがないよう、緊急避難的な保護措置である最終保障サービスを設ける必要があるか、ないか。次のページ進んでいただいて②ですけれども、仮にこういった規定を設ける場合に、どの程度の規制を課すか。約款の内容が著しく不適切な場合には、経済産業大臣が変更を命ずることとしてはどうかということ。それから提供主体ですけれども、導管を接続する導管事業者なのか、それともその地域で販売比率や規模の大きい小売事業者のいずれとすべきか。小売分野における対等な競争条件を確保する視点や、供給力確保の視点なども踏まえてご議論いただきたいと思います。

2つ目の大きな論点は、4ページ2ポツの小売料金規制に係る移行措置のあり方です。これも第7回の小委員会では議論されたところ、現行法の小売料金規制を廃止するのが基本的な方向であるとした一方、地域独占を廃止しても単独の事業者のみが小売事業を行う状況が生じた場合、規制なき独占となり、料金値上げが生じないか懸念する指摘がありました。また、国民からの意見募集においても、電力事業と同様、都市ガス事業においても適切な競争環境が形成されるまでの経過措置を求めるといった意見が提出されました。

5ページ目に電気事業法の料金規制の概要が記されています。電気事業法において用意されている経過措置は、旧一般電気事業者については「みなし小売電気事業者」とした上で、これらの事業者には当分の間、供給区域内の家庭等の低圧利用者に供給する場合の料金、その他の供給

条件について約款を定めて、経済産業大臣の認可を得ることを求めています。一方、利用者との合意により特定小売供給約款、新しく定めるところの供給約款と異なる条件を自由に設定して供給することは認めています。

次に欧州、米国の状況ですが、8ページに進んでいただいて、図表2にEU各国の状況がまとめられています。EUでは、英国において全面自由化のときにプライスキップ制がありました。全面自由化後4年たった後に廃止されています。また、ドイツは特に料金規制は設けられていません。スペイン、イタリア、フランスでは規制料金か自由料金か、利用者が選択できることとしています。これらの措置について欧州委員会からは廃止すべきものと求められているところでもあります。イギリスで議論されたように、全面自由化の下で一部または全ての小売事業者規制料金を提供するように求めることは競争の活性化を促進せず、利用者の利益につながらない可能性があるとしてされています。そういう評価に基づいて欧州では以上のような動きがあるようです。

米国においても同様に、規制料金を選ぶことができる制度を準備している州があります。

8ページの下(4)以降は、我が国の小売事業の状況を記しておりますが、これは前回9月5日の小委員会です。多くの地域で都市ガスがLPガス、電化など、他のエネルギーとの競争に直面しているということが記されています。その上で11ページに進んでください。前回ガス事業者の供給区域内の普及率というものを示しましたが、普及率といっても導管が十分に敷設されていない地域も含まれているので、導管敷設地域においてもっと都市ガスは普及しているのではないかという指摘がありました。そこで今回、21社をお願いをして、導管がきちんと引かれている地域においてガスがどれだけ供給されているかサンプル調査をいたしました。21社から46ヶ所のサンプル地点が示されました。11ページにあるのはそのうちの一つの地図です。道路の上に色のついた線が引いてありますけど、これはガス導管です。したがってこの地域においては、家の目の前までガス導管が敷設されているという状況です。これについて、何らかの色が付されているところは他の燃料、例えばLPガスであるとか、オール電化に切りかわってしまった家を示しています。色がついている戸数を見ていただければ、それだけ都市ガスが敷設されている地域においてほかのエネルギーを使っている人がいるというのがわかると思います。

12ページも同じサンプルです。この方がわかりやすいと思うのですが、赤色の線がガス導管が引かれている状況です。黄色が都市ガスの利用者、青はそれ以外、主にオール電化だそうです。これだけ引かれている地域においても、オール電化が相当普及しているという様子が見てとれると思います。

また13ページの②に書いてありますけれども、日本においては電気事業者がLNGの輸入、

あるいはLNGの基地の整備においても都市ガス事業者を上回る規模で行っているという状況がありますので、大口の自由化された市場を見ても比較的容易に都市ガス事業に参入できる事業者がいる。そういう環境にあるということが書いてあります。

以上を踏まえてこの部分の論点ですけれども、14ページの（4）に記してあります。まず、こういう状況を踏まえれば、小売全面自由化に際しては料金その他の供給条件も自由化することが基本的な方向である。これは既に確認したとおりではないか。一方で規制なき独占が生じる可能性が全くないと言えるわけでもありません。そこで規制なき独占が生じる懸念があるか、各地域、具体的には各導管事業者の単位のイメージで、競争状況を具体的に検討・検証した上で、移行措置を課す、あるいは課さないという判断をしていくべきではないか。これが1つ目の論点です。なお、公営事業者については、公営事業法に基づきまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎として料金を定めるというルールがあつて、議会から監視をされているということで、ガス事業法において小売料金の規制が廃止されるとしても、公営事業法の下での監視が可能ではないかということが付言されています。

次に論点②ですけれども15ページです。仮に何らかの移行措置を対象を検証した上で講ずるという場合には、どのような移行措置を講ずるべきか選んでいただくということです。例として（ア）と（イ）が示されています。（ア）は事前認可型、これは具体的には電気事業法で講じられているものと同じものを講じるというイメージで書いてあります。それから（イ）事後命令型、これも小委員会で作された提案でありましたけれども、毎月一定の使用量について料金の実績を示してもらおう。それは一番高い場合、割引がない普通に払った場合には幾らかということを出していただいて、その推移を見た上で、何か根拠のない値上げが生じた場合には最終的には命令が出せるような制度ということで提案されています。

それ以外の適切な方法もあるかもしれませんが、以上含めてどのような措置が適切か、ご検討いただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありました論点について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。また、先ほど申し上げましたけれども、論点に関係して海外調査についてもご質問等ございましたらお願いします。

例によりまして発言ご希望の委員の方は、お手元の名札を立てていただければと思います。

いかがでございましょう。何かご発言ございますか。

特にご発言がないと……ありがとうございます。橘川委員、お願いします。

○橘川委員

ちょっと時間つなぎに。小さいことからまず。ヨーロッパの調査で、E.ONなんですけど、ドイツだと個別供給で余り相互乗り入れしていないイメージがこの表から出てくるんですけど、一方でE.ON、UKの例が紹介されていますけど、企業全体で見ると相当ガスに入っているんじゃないかと思えますので、ドイツが総合エネルギーに熱心でないという意味では全然違うんじゃないかと思うので、そこのところ少し補足説明が必要じゃないかというのが1点です。

それからずっと話題になっていましたけど、自由化してもむしろ料金が上がるという話がちょっと出たりしているんですけど、これは調べられたかどうかわからないんですけど、料金ももし上がったとしても、それは燃料で上がっている可能性があるわけで、料金の動向について、競争条件の変化によって料金が変わった部分と、燃料によって変わった部分を分けた調査みたいなものがあるかどうか。

その2点ぐらいをまずちょっと時間つなぎに質問させていただきます。

○山内委員長

ありがとうございます。

これは植村さんから。

○植村オブザーバー

1点目の確認なんですけれども、イギリスではビッグシックスと言われるように6社参入している中というお話です。ちょっとE.ONのドイツの例を出されているのが……

○橘川委員

E.ONはドイツの会社なので、ドイツがあたかも総合エネルギー企業になっていないかのようなメッセージになっちゃうと間違うんじゃないかと思ひまして。個別供給になっていると書いてあったから。

○植村オブザーバー

そこはインタビューでも、実はRWEのほうに確認したんですけども、この価格比較サイトも含めて、実は併売というのが余り行われていないというのが実際にコメントとして得られています。そこに関しては、何でなんですかというのは一応お伺いしたんですけども、聞いた担当者が電気出身の人だったということもあって明確な答えというのが得られなかったところもあるので、引き続き調査が必要かなという気はしておるんですけども。少なくとも今の時点では個別というふうに伺っています。

○山内委員長

料金は個別だけれども、企業としては両方扱っているのではないかという、そういうことで、

料金だけから見ちゃうと全く別のものに見えてしまうんだけど、そういう印象ではないのではないかと、そういう……

○植村オブザーバー

そういう意味では、コングロマリットというか、複数のビジネスラインを一つの会社、グループとして持っているという例は多数あります。普通のシュタットベルケといわれる地方公営企業ですらそういうのを持っているケースは数多くあります。

○山内委員長

いわゆるデュアルフェューエルで、料金は設定していないけれども、企業としてやっている、そういうことですね。それから2点目は何でしたっけ。

○植村オブザーバー

2点目の燃料費と、それ以外の競争条件による料金値上げに関してなんですけれども、古い2006年とかの研究はどうもあるようなんですけれども、直近に関してはイギリスとかも調査中でして、2015年の12月に一応調査結果が出るというふうに聞いているのが最新の状況になりますので、それはまた確認させていただいて、お答えさせていただければと思います。

○横島ガス市場整備課長

今あったように古いとは何をもって古いのかなんですけれども、全面自由化が電気もガスもされている地域ですので、結果的に消費者に対して利益あったのかという実証的な研究はヨーロッパの幾つかの機関でなされているようです。

よく引用されているのが2005年にコペンハーゲン大学がガス以外のサービスを含めて研究したのですが、市場の開放と、それから導管の第三者利用の制度改正をした国と、そうでない国においては、した国のほうが消費者の値段が下がるという効果が有意に生じている、つまり原料費などの要因を取り払って分析したところ、有意の効果が認められるというのがあります。

同様の研究が、もうちょっと新しいものと、2009年にケルン大学で行われておりますが、これについても消費者の家庭向けの料金に対してどのような規制緩和に効果があったかを調べているのですが、一番効果があったのは全面自由化、その次が導管の第三者利用ということです。この研究自体は所有権分離が今ヨーロッパでは求められているのですが、それは今の時点においてまだそれほど効果がなかったということが主眼です。その付随的な研究の中で、全面自由化については消費者の、特に価格についてはよい影響が認められると書いてあります。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。各企業の原価構成みたいなものというのはいろんなところに出ているので、少し時系列で見れば、おっしゃるようなことが適実統計

からも言えるかなというふうに思います。そのほかにご発言ございますか。引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。まず、最初の最終保障サービスについてでございます。

以前に開催された小委員会でも、私は最終保障サービスに関して、供給業者である小売業者が倒産した場合などにおける緊急避難措置として制度を設けておくほうがやはりよいのではないかという意見を申し上げたと思いますが、今回もそのように考えます。小売業者が実際に破綻するような事態があるのかどうかは別として、その場合の手続を前もって定めておくことは、消費者にとっても非常に重要なことだと考えております。

そうした中で、その最終保障サービスを誰が引き受けるかということですが、海外の例を見ますと、小売であったり、あるいはネットワークであったり、様々です。日本の場合は導管が全部つながっているわけではなく、また地域ごとに導管事業者が明確に識別できるということから考えますと、導管事業者が最終的な保障サービスを引き受ける主体となり、ただそれは主体なので、もちろん他に委託することもできると理解しますが、供給責任は導管事業者が持つという制度設計が利用者からもわかりやすいのではと思いましたが、ただ、これはあくまでも消費者が次の正式な小売事業者を選ぶまでの非常に短い期間の一時的な措置と考えます。

2つ目の論点の小売の規制料金についてです。先日の海外出張においてフランスにも行きましたが、フランスでは規制料金と自由料金が併存しています。競争委員会の方にお話を聞いたときに、結果として規制料金があるがために消費者の方々が自由料金にはどのようなサービスがあるのだろうかといったことを考えなくなり、また、事業者もそれほど創意工夫に注力しなくなったということを伺いました。規制料金と自由料金の依存をさせたことは、少し失敗だったのかもしれない、やはり自由化をもっと進めておくべきだった、中途半端なことを長く続けていたことがいけなかったといったご発言もありました。

ただ日本では小売り自由化は初めてですので、いきなりその自由化料金だけで良いかどうかについては、議論が必要と思います。

私としては、まず移行措置はある程度考えなければならないとも思っております。ただし、その移行措置は現在のような規制のやり方ではない方法を考える必要があります。さらに、この論点では触れられていませんが、やはりできるだけ早く規制料金から離脱できるような、そんな仕組みを制度の中に入れておくべきではないかと思っております。

事務局からご提示されました15ページでございます②ですが、移行措置の内容について、(ア)か(イ)かということですが、どちらも一長一短あるかと思いますが、どちらかと言えば、(ア)の事前認可型のほうがよいのではと思っております。

その理由ですが、規制料金以外に利用者との合意によって自由料金を設定することは妨げないといえます。規制を入れながらも自由化に非常に近いやり方ということで、この（ア）が良いのではと思いました。繰り返しですが、なるだけ離脱時期までの期間を短くするというのが大きなポイントになるかと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは永田委員、ご発言をお願いします

○永田委員

まず移行措置ですね、特に小売料金規制に関する移行措置のところ、検討のポイントとして、電力のいわゆる規制料金、ガスを取り巻く環境における規制料金をどう比較してみるかです。実は電力の場合は、やはり規制料金を一定の期間続けなければいけない前提があり、その一つとして、やはり廃炉コスト、もしくはバックフィットのコストもあり、そういったものの財源を一定程度担保しないといけない前提があります。担保するという意味は、電気料金である程度回収できることを前提に置いておかないといけないという背景があるということです。

もしくは規制が変わることによって、これらのコストがストランデッドコスト化することを回避するために、それを料金で回収できるように一定程度の措置が必要であるということです。

一方でガスにおいては、そういった原子力周りの話とか、規制が変わることによって、例えば導管がストランデッドコスト化するような状況ではないのではないかと考えています。これはあくまでも比較論ですけれども、電力ほどの強い料金規制が必要ではないのではないかとということをお見として述べさせていただきます。

一方で、そうすると規制料金がなくなることによって規制なき独占になって、消費者にとって非常にデメリットになるのではないかとこの視点も十分斟酌されなければならないと思っています。

一方で、橘川委員からご発言があったように、ヨーロッパを含めて値上げがあった原因というのは、例えば燃料の高騰であるとか、再生可能エネルギーの導入にかかわる利用者負担であるとか、いろんな要素が入っていると思いますので、特に燃料費については、電力でも燃調制度とか、規制のルールの中でそういった燃料の高騰について事業者側に対してどういう制度を残すかとか、そういった議論も含めて、単に料金だけの議論ではないと思っています。そのあたりも今後の議論の中で検討する必要があるかと思っております。

それから事後か事前かという点、ここは非常に難しい問題で、事後にしてきちんとモニタリングするというのは重要であるんですけども、なかなか電力の場合でも、例えば値上げ後も含

めて経営効率化計画をきちんと公表して、消費者にわかりやすく説明するという制度であるものの、やはりその中身が質的に本当に効率化しているかということの詳細に、なおかつ消費者にわかりやすく説明することは現行の制度では実現していません。やはり事後管理型というんですか、事後チェック型というのは、かなり実務的に運用するために詳細な運営のモニタリング仕組みづくりをしないと機能しないということで、現実的にはやはり事前許可型の中でいかに事前申請のところでチェックできるかということが重要かと思っております。したがって、事前許可型が現実的な対応ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは杉本委員どうぞ。

○杉本委員

今回、参考資料の中で配付させていただいているんですけども、国民からの意見に消費者団体の活動状況を提出させていただきました。その中でガス自由化に関するアンケートをしまして、結果では電気と同じように旧ガス事業者の供給義務と、上限価格としての供給約款を残してほしいという意見が多くありました。

移行措置の内容は（ア）のほうの事前認可型として全事業者に適用、消費者団体も参加した透明性のある委員会で決めた解除基準で料金を自由化していただきたいというふうに思っております。

それから14ページ（4）の論点についてですけども、競争状態を検討する際の具体的視点で、例えばということで、小売自由化の小売事業者間の競争の蓋然性とありますけれども、蓋然性というのは確実性の予見の意味だと思います。電気のほうの経過措置は、実際の競争の進展を確認してという結果を見た判断というふうに思いますので、ちょっと違うのかというふうに思っています。

それから公営事業は競争がなくても議会で料金規制が残るわけですから、規制なき独占ということにはならないというふうに思っています。

あと、他燃料の小売事業者間との競争状態を見る資料としてグラフをたくさん載せていただいていますけれども、これは国民の意見の中に、いろいろこのグラフについての解説をしていらっしゃるのを読ませていただきました。都市ガスの競争を見込めない、特に第4グループの私営事業者の料金規制の解除は、資料のとおり各地域での競争状態を個別に検討する慎重な視点が必要だと思います。

自由化に伴う利用者保護の対象は、他燃料に切りかえできない既存の消費者です。資料のサ

ンプル事例は、一番後ろのほうにつけていただいたサンプルですけれども、競争状態を理解するのに大変わかりやすかったというふうに思っていますが、個別に地域サンプルの世帯数と普及率、それから供給区域全体の世帯数と普及率を次回にでも補足資料として出していただきたいと思っています。

10ページの供給区域内の都市ガスの利用率は、おおむね供給区域内の平均的なエネルギーと競争状態を示す指標と決めつけるのはちょっと乱暴のような気がします。重要な基準ですので、きめ細かな基準をつくるようお願いしたいと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは続いて柏木委員、ご発言をお願いします。

○柏木委員

まず最初の最終保障に関しては、これはもう公益のガスですから必要不可欠なものだろうと思っていて、どこがやるかという、やはり今までのパイプラインを持っておられるネットワーク事業者が最終保障をするというのが最も安全だと思います。今後、保安等も考えたときに一元的に管理できるということになりますから、スムーズに最終保障ができるというふうに考えます。

その次の移行期間における料金問題ですが、いろいろと考えると、諸外国の例を随分参考にしたいと思っております。規制改革の先進的な英国は全く自由料金でやっているし、ドイツも家庭部門まで含めて、料金規制撤廃をやっているわけです。

自由化の本来の目的というのは、やはり消費者が適切な料金のもの、提示されたものを選ぶことです。かつエネルギー基本計画に書いてある内容をもう一度復習しながら考えてみたいんですが、総合エネルギー企業を創出する、今度の基本計画はそういう出口になっていますよね。定量的にベストミックスを決めているわけでもありませんし。ただやはりガスアンドパワーのような新たな、あるいはガスアンドパワーにファイバーとか、こういう総合的なビジネスモデルをうまく使うことによって、地域の活性化、日本の活性化を図ることが良いと考えます、

そうすると、今これ見ていると、例えば、まず日本の中の電力の12、13ページなんか見えていますと、13ページで電力の家庭部門における比率が徐々に伸びてきて、電力というのは約半分家庭部門で使われている。電化率がふえているということに増大していると。ガスは余り変化がないと。ただこれからやはり電力会社はもちろん発電所を大きなのを持っていますから、電力を売りながらガスも同時に売っていくということになるだろうと思うんですね。

12ページの例では、ガスの導管がこれだけ団地内にくまなく引けているにもかかわらず、ガスを使わない人がいる。ぼろぼろと抜けていると感じます。どこのガス会社かわかりませんけれ

ども、ガスの導管が敷設されていても、エリア全体がオール電化になっていたり、あるいはほとんどガスが使われていないような状況があると聞いています。

この状況を見ると、ビジネスモデルとしてやはりガスを売りながら電力も一緒に売るとか、そういうセットメニューで日本はこれからやっていけばよいと思います。もう既にEUの中では、そういうことがやられているということを考えますと、やっぱり料金はガスの場合は電力とは少し異なり、電力が、ある程度移行期間を残して規制料金を残すというのは、電力の割合がこれだけ大きいから、消費量の半分を占めている電力は規制なき独占で、料金がある程度高くなると捉えてしまうということは、これはある程度規制を残すということは必要だと思います。自由化が完璧にできるまで必要だと思うのですが、ガスの場合は本当にそれでいいかということを見ると、どう考えてもガスはまだこれで見ると、ガスシフトを進めたいわけですから、できれば料金はもう完全に取っ払って、ただそれだとやはり高くなるといけませんので、きちっとした標準的なメニューを、最初にもそんなこと言ったような気がするんですけども、標準的なメニューは完全にオープンにする。

それで、それをベースにしながら、新規参入者に対しても、ある程度競争すれば、ある程度の金額はわかってきて、ただそれは一応その目安としての金額で、結局ガスを、導管を持っているガス事業者が電力とガスを一緒に売る場合にはトータルで幾らとする。電力会社が、例えばガスに出ていく場合も電力の料金とガスの料金を合わせて幾らだとする。あるいは熱の料金で回収する場合もあるでしょうし。

こういうビジネスモデルの多様化ということを見ると、やはり今お二人とも（ア）のほうだとおっしゃっておられましたけれども、そう考えると事後の命令型でもよくウォッチングしていれば、役所がきちっとウォッチングしていれば、そのほうが自由度はふえるような気が私はします。

あくまでも私が思ったことですが、なるべく経済活性化ということになると、いろんなネットワーク事業者が出てきて、電力をある程度持っていて、それでガスをどこか商社と組んで売るとか、こういう場合もあり得るでしょうし、今度、基地の問題とも絡んできますから、一元的に（ア）か（イ）か、どっちか言えということよりは、基地の話とかいろんな総合的に考えて決めるべき話だとは思いますが。

ただ、経済活性化とか、あるいはいろんなビジネスモデルの多様化ということを見ると、やっぱり事後でウォッチングをきちっとして、ひどかったら命令が出るというほうが活性化にはいいんじゃないかと思っています。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは松村委員どうぞ。

○松村委員

まず質問です。今回の欧州視察の報告は今回で終わりですか。何が言いたいのかというと、今日はこのテーマをやっているなのでこの報告。今後別のテーマをやるときには別のテーマに関する報告が、必要があればまたこんな感じであるのか。あるいは一応今回限りなので、質問があれば、今議論している問題と無関係でも、全般に関して今ここで確認する必要があるのかを教えてくださいいただけますか。

○横島ガス市場整備課長

調査自体はもっと広くやっていますし、今年度お願いしている調査なので、最終的な報告書もつくっていただく予定です。今回はその中で、今回の審議に関連する部分だけピックアップしていただきました。これからまとめるに当たって現地とまた連絡して追加調査もできるでしょうから、これ以外の部分も含めて何かご要望、ご指摘があればいただきたいと思ひますし、今回に絡むところでご質問いただいても結構だと思います。

○松村委員

安心しました。ネットワークの中立性とかに関するもので質問があれば、またそれを議論するときに質問すればいいということですね。ありがとうございました。

次に資料4に関する質問です。まず最終保障サービスは、供給している企業が倒産したときにこれで対応するということは明確に書かれているのですが、最終保障サービスの性格からして、それに限定されるものではないと思ひます。つまり、どことも契約してもらえないというときに最低限これで契約してもらえると類いのものものである。というより元々考えられていたのはこれだと思ひますので、それも含まれていると考えてもいいでしょうか。

ただ、ここで議論しなかったのは、多分それで使う人はきつくないだろうとの判断から。実際誰からもオファーされないということはないだろうという前提で、主に使われるとすればこっちというつもりで書かれただけだと思ひます。しかしいずれにせよ、そういう使われ方もあり得ると理解していいのですよね。

○横島ガス市場整備課長

倒産時に限ってという提案ではありません。ただここにも書いてある料金は、最終保障サービスをするために追加的なコストも生じることも含めて妥当な料金として許容しようという提案と、交渉がどうしてもうまくいかないという需要家のためには、その場合の最終保障サービスも残しておくとの提案を含んでいます。ただコストだけ考えれば、仮に同じ事業者であっても、普通の契約を結んだ方がより安く安定的に供給を受けられるだろうという制度となることを考えて

いるところですが。

○松村委員

わかりました。そういうことなら事務局の提案でいいと思います。

それから次に経過措置、移行措置に関してです。論点の立て方が、今の杉本委員のご発言を聞いていて、ここの15ページに書かれているものと消費者の方がご懸念のところが若干ずれているような気がする。

若干ずれているというのはどういうことかということ、問題は事前型なのか事後型がいいのかということも重要な問題ですが、事前の中で事業者を絞るのか、絞らないのかということも大きな関心なのではないか。第4グループまで含めて全部やるということが重要だということと、そこまでは必要なく、オール電化だとか、他燃料との競争に直面して大きなシェアを失っているような所はもういらないということ、そのまです議論の決着が重要なのであって、事前か事後かというところだけが本質なのか、今の杉本委員のご発言を聞いて疑問に思いました。

2点目。その決着がないと、私は事前がいいのか事後がいいのかというのを決めるのはとても難しいと思います。どういうことなのかということ、仮に事前を一部だけ入れるということをしたとして、事後はとてよくないのでやらないと決めたとすると、事前規制から外れたところは一切自由化に際して移行期に特段の規制がないという状況になる。本当にそれでいいのかというのに関して、事後ではなく事前のほうがいいというふうに杉本委員もご発言になった、少なくとも事前を支持するということと言われたと思いますが、一部に限定されてもお事後は要らないという意味だったのかどうかというのはちょっと微妙だと思います。

一部に限定してしまっ、なおかつ事前だけとすると、限定に外れたところというのは完全にノーチェックということになっちゃうわけですね。そうしたら自由化した途端に大幅に値上げしたということがあったとしても、競争があると思っていたから大丈夫だと思っていたので、基本的にとれる手ってほとんど何もありません。法律を変える以外ありませんという、それはちょっと不安に思われてもしょうがないのではないかと。

一方、ここの(イ)で書いているような事後命令型だと、毎月毎月届け出て、毎月毎月チェックしてということだと、これだと到底やっていられないだろうということがたやすく予想できるので、(イ)はノーという答えが自然に出てくるとは思うのですが。

事後にやるという唯一のやり方がこれじゃないわけで、消費者から多くの苦情が出てきたときに、苦情の情報を集め、そのような事業者を監視するという期間を自由化後しばらくとって、そこで多くの苦情が集まったところは、そこだけ経済産業省のほうでちゃんと調べて、理由のある値上げだったのかということ調べた上で、それで著しく不合理だということになったら事前

型のほうに移行して、その事業者はしばらく規制料金を出させるというような、セーフティーネットを設けておけば、恐らく事業者はそれにひっかからないように無体な値上げはしないだろうということはある程度期待できると思います。それが一切なく、事前型だけで、なおかつ対象者を相当限定して、見込みが外れたとき、オール電化との競争があるから決して上げないだろうという予想は正しいと思うのですが、それが外れたときに対処の方法が極めて限定されているというのは、消費者にとって不安なのではないかと思いました。

したがって事後が要らないかどうかに関しては、事前に仮に決まったとして、その対象範囲がどうなるのかというのを見た後で、もう一度戻ってくる必要があると思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ご発言ありますか。どうぞ。

○横島ガス市場整備課長

事後の措置について、今回の移行措置ということで案を掲げておりますけれども、一方で4月にご議論いただいたように恒久措置としての事後監視はもちろん置く予定です。

その場合、余りにも消費者の利害を毀損するような小売行為があったときには、最終的には改善命令がかけられるという措置を置くことは確認しました。

ただそのときに、杉本委員だったと思いますが、恒久的な事後措置だとどういう場合に発動されるのか少し曖昧になってしまうので、もう少し厳格な事後型というのでしょうか、ちょっと上がったときに、厳しく何で急に上がったのか確認して、発動基準を明確にした事後命令型が必要ではないか、恒久措置としての事後監視はそこが明確にならないではないかというご指摘がありました。今回の提案は事前とともに事後は恒久措置をさらに厳しくしたものを置くということです。まず前提として恒久措置としての事後は必ず置かれる。その上にさらに必要なものとして（ア）、（イ）、あるいはその他のものというのが必要か、そういうお尋ねをしているつもりであります。

○松村委員

なるほど。しかしもしそうだとすると、恒久的な事後措置が十分明確で安心できるということを知った後でないと、暫定的な事後措置は要らないと消費者の方は言いづらいのではないかと思います。

普通、事後的な変更命令というと、よっぽどのことがないと発動しないというイメージですが、そうではなく、そこをちゃんと整備するので、だから移行措置で事後のほうは要らないという主張であると理解いたしました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは橘川委員、ご発言をお願いします。

○橘川委員

この委員会に呼ばれて委員を引き受けたのは、消費者のためになるような改革をすべきだと思って来ているわけです。最近、不思議に思うんですけど、いろんな調査をやると、自由化すると消費者が得して、さっきのヨーロッパの調査でもそういう話になったわけですけど、実際になるとここに来ると消費者の団体の人は、よくわからないんですけど、電力の自由化は賛成だけど、ガスの自由化は反対と言われているように聞こえるし、そうでなくて自由化は賛成なんだけど、よりよい自由化を目指すということ、多分そうだと思うんですけど。

そうだとすると、先ほど言ったような、杉本さんが言われたようなやり方は逆のことになる危険性があるんじゃないか。移行過程である料金規制のところは消費者団体の人がもしコミットしてしまうと、逆にそこで決まった料金に上のほうに張りついちゃうということが十分に起きちゃうんじゃないか。高いほうに。それがさっきの話聞いているとフランスで起きていることのように聞こえましたので、私は冷静に、本当に消費者のためを考えるんだっつらば、余り料金規制のところはコミットしない方向のほうが消費者のためになるんじゃないかなと、聞いていてそういう印象を持ちました。

原則は料金規制なしでいいと思うんですが、とはいえ、やっぱり消費者団体の人がこれだけ不信感があるんだとすると、移行措置というのはあってもいいと思うんだけど、逆にいうと移行期間を明確にする。3カ月とか6カ月だと明確にする。ただそれで一発で終わりじゃなくて、移行措置がさらに更新が必要だったら、また更新だけでも期限は限る必要があるし、対象も限定する必要があると思うんですね。

この間のこの9ページの図表3が、結局サンプル調査やると裏づけられたみたいな形になっていると思うので、原則はこの75%以上ぐらいのところは限って、もし消費者団体の人がそれほど抵抗がなければ必要ないと思うんですが、やっぱりこれだけ言われますから設けるとしても、移行期間を明確にして限定するというやり方がいいんじゃないかと。

原子力の規制もそうなんですけど、バックフィットというのが入った以上、私はその規制で、完璧な規制なんて考えること自体が安全神話なので、基本的にその時点での一番いい暫定基準にバックフィットを入れていくというパターンで前に進んでいくと思うので、ここも同じようなやり方でまたやってみて、本当に規制なき独占がどんどん出てきちゃったらまた考え直すということでもいいと思いますけど、とりあえずはその辺、明確に限定的に移行期間というのを考えたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

○山内委員長

ありがとうございました。そのほかにご意見ありますか。特に事務局のほうからよろしいですか。それでは、今の資料4の論点についてでございますけれども、幾つかご意見は出されたところではありますが、基本的に最終保障サービスについても、これは料金その他条件について電力と同様に届け出するという事で一致したと。

その内容についてのご質問ございましたけれども、そういった点で一致したのではないかと思いますし、それから担い手についても、多くの方が導管事業者がよいというご意見だったというふうに承知しております。

次に、料金移行措置の問題ですけれども、事務局から各地域の競争状況を具体的に検討して判断をするという案を示されましたが、これについても多くの方が賛同いただいたのではないかとこのように思っております。ただ措置の内容について何人かの委員の方から意見出されました。基本的には事前規制がよいという意見が多かったと思いますけれども、付帯的な状況を内容に加えたかどうかということでもございました。

それから、また今回は資料にはございませんけど、移行期間の長さですかね、これについて複数の委員の方からご意見ありました。そういったところを斟酌した上で取りまとめとすることによろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは議題1の2点目、導管部門の中立性確保について、これを議論したいと思います。事務局から資料5について、ご説明願いたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

資料5、導管部門の中立性確保についてです。7月31日に開催された12回会合で、枠内にあるように、誰もが小売事業に参加でき、公平に競争できる環境を整備する観点から、小売事業の全面自由化に際して導管部門の中立性確保はどうあるべきか検討することとなっています。

最初に、最後の9ページを見ていただきたいのですが、この5.に本日の論点が示してあります。本日はこの論点につきまして、中立性確保に係る海外ガス事業の様子や、我が国の電気事業の状況、それから我が国ガス事業の特性なども踏まえつつ、今後、導管部門の中立性確保のあり方について議論を進めていくに当たり、留意すべき点は何かにつき皆様からご指摘をいただきたいと思っております。

その前提の資料について、また1ページに戻っていただき、現行のガス事業法でも託送制度が既に導入されています。ガス導管を各小売事業者が公平・非差別的な条件で、かつ透明性のある形で利用できるようにするため、一般ガス事業者に対しては、1ページにある①の託送供給約款の届出・公表、②の情報の目的外利用の禁止、③の差別的取扱いの禁止、④の内部相互補助の禁止などが求められています。

これも踏まえた上で、2. ですけれども、これらの規制を導入した後、託送取引件数は年々増加しており、電気事業に比較すると新規参入が進展しております。一方で、託送供給の拒否などを理由とした導管部門の中立性に係る行政指導は行われておりません。その意味では現行の規制は一定の成果を上げていると思います。

しかしながら、新規参入者からは、引き続き導管網運営の中立性確保や、会計及び託送供給料金の透明性の向上に関する要望が出されている状況です。

海外の状況ですけれども、3 ページ目の下の方です。まずEUでは全面自由化を求めた第2次パッケージにおいて、配給導管事業も法的・機能分離を義務づけることとしています。その理由としては、全面自由化を実施する際に公平・非差別的に導管が利用できるよう確保すること、従来、配給管は会計分離が求められていたが、それでは不十分であるとの意見がヒアリングで多数提出されたこと、などが挙げられています。

ここで法的機能分離といわれているのは、まず導管部門をその他の部門と別法人にした上で、中立性を確保する観点から、導管部門の経営責任者が親会社の経営に参画しないこと、導管部門の経営責任者が親会社の経営から独立して経営判断し、導管の運用や整備についても独立して実施できることなどの措置を講ずることを意味しています。

次に4 ページ、②の米国ですけれども、州と州を結ぶ州際パイプライン事業者については、連邦の規制により1992年からガス取引と輸送事業の法的分離が義務化されています。一方、州内の導管については州ごとに規制が異なります。必ずしも全面自由化に合わせて法的分離を実施していない例もあります。

例えばニューヨーク州においては、小売全面自由化した際に、原則として法的分離を求めているわけですけれども、家庭用及び小口の販売シェアが1%未満の事業者についてはそれが求められていません。それからニューメキシコ州やウエストバージニア州では、自由化はしておりますけれども、配給導管事業と小売事業の法的分離は義務化されていません。

我が国の電気事業における取組ですが、送配電部門の一層の中立性・独立性を確保するために、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが、会社間で資本関係を有することは排除されない方式、いわゆる法的分離を実施する前提で進めているところです。

6 ページです。これまでも確認したとおり、我が国の都市ガス導管インフラについて見ると、LNG受入基地等を起点として需要の拡大に応じてにじみ出し方式で扇形に導管が整備されており、送配電網のような全国大でのネットワークは実現していません。

さらに8 ページの②ですが、一般ガス事業者、導管事業も行っている事業者が現在207ありますが、その大半は中小事業者であり、約8割の事業者は従業員が100名以下の規模である。それ

から従業員が10名以下の事業者も33あります。規模で見ると電気事業者10社とは大分様相が異なっていると指摘してあります。

以上を踏まえ、先ほど申し上げた論点について、本日は委員の方々から自由にご指摘をいただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

本日は資料にありますように、具体的な検討に先立って留意すべき点等、委員の方からご発言をいただければというふうに思っております。

それではご質問、ご意見等ございましたら。

松村委員どうぞ。

○松村委員

先ほど欧州調査のことを伺ったのですが、今回のこの論点に関して、特に欧州調査の結果として特に言及しておくべき点がないかを確認したい。なにかあったら教えてほしい。

前回質問した際に、例えば法的分離をしたらこんな問題が起こりますとかが実際にヨーロッパで起こっているのですかと聞いてきてくれと言いました。そんなものは何一つ聞いてこなかったと一言言っていたとか。あるいはこういう深刻な問題が起こっていますとかいうことを聞いてきたとか、それを論点にしなきゃいけないとかいうこと、特に付言することありますか。

○山内委員長

これどうしますか。植村さんから。

○植村オブザーバー

出張で必ずしも全ての論点を確認できているとは思わないんですけども、1点、問題点として指摘があったのが、法的分離をすることによって企業間のもとも垂直統合でやったビジネスを分けるということで、やっぱり情報のやりとりというのでかなりコストがかかるということについてはかなり指摘がありました。

一方で、分けることで新規参入者があるというところでメリットというのがやっぱり指摘されていたというのがあります。

○山内委員長

よろしいですか。

そのほかにいかがでしょうか。

それでは引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。今の松村委員へのお答えになるかはわかりませんが、ドイツの連邦カルテル庁に訪問した際の話です。ドイツにおいても法的分離を実施していますが、担当の方のコメントに、自分たちは会計分離、法的分離と順番にやってきたが、導管の中立性確保について本当に大事なことはアクセス権の確保、つまり誰でもアクセスできるようにしてあげること、および料金の透明性、

この2つに尽きると思っている、ということ強くおっしゃっていました。私には、今のアプローチのままでいいのかなというような感じのニュアンスにも少し感じました。

それを踏まえてということではないですが、導管の中立性というのを担保するために何が大事か、必要かということ、議論のゴールとしてまずは置いたほうが良いのではないかとというのが私の意見です。

資料の3ページ目に、EUの状況ということで、導管部門の別法人化、そして経営者の人が親会社の経営に参画しないと、独立して判断するといったようなことがいろいろ書いてありますが、よく見ますと、これらは間接的な防止策、つまり予防策であって、直接的な効果を持つということとは少し違うような気がします。どこまでやるかというのはまた別の話ですが、まずこういう行為規則の話の前に、導管の中立性を担保するために、繰り返しになりますが、何が確保されていなければならないのか。そのためにどうしたらいいのかということを考えるべきではないかと思います。

また、事実としてヨーロッパでは、法的分離における行為規制等々が出てきた背景として、様々な事業者の不満が多くあり、行政指導も行われたようですが、3ページ目の2ポツに書いてあるように、日本においては、拒否等を理由とした行政指導は行われていないということも考える必要があるかと思います。またヨーロッパのほうはパイプラインがつながっていますが、日本ではつながっていないということもあるのではないかと思います。

そういう様々なことを踏まえて、先ほど申し上げたアクセス権の担保、そして料金の透明性、この2つをまずは考えるというアプローチもあるのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

この問題とかかわって第3グループのヒアリングのときに、聞き方によって何か優越的地位の濫用に聞こえないこともないような発言があったかと思うんですけども、きょうこの資料を

見ますと、4と5で論点の厚さが全然違って、5はほとんど論点書いていなくて。もしかするとシステム改革としては特にやるべきことは多くないのかもしれませんが、ここで出た問題というのは、そのシステム改革で解決できない、ほかのやり方で解決すべき問題もこの会合では出たことがあるんじゃないかと思いますので、せっかく公正取引委員会の方が参加されていますので、ぜひそのウオッチを強めていただきたいということを公取の方に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。杉本委員、ご発言ください。

○杉本委員

先ほど橘川委員のほうから、消費者は自由化に反対なのかという発言がありましたけれども、消費者は自由化に反対しているわけではありません。自由化したら少なくとも料金が上がらないように料金規制をしてほしい、それから最終保障もしてほしいということで主張をしております。

それから導管部門のことなんですけれども、パイプ調達会社は自社輸入会社と比べて原料費以外の原価が1.5倍という経産省の資料の中で見たことがあるんですけれども、導管部門の中立性は小売の託送料金は競争が起きても小売料金にも同じコストとして小売料金に影響してきますので、大手ガス会社の周辺のガス会社に住む消費者にも安いコストの事業者を選べるようにして内々格差の解消につなげてほしいと思っています。

それから、大手ガス会社と導管がつながる第3グループも、ヨーロッパと同じように10万件以上の大会社は託送料金の加算緩和や透明性で新規参入しやすくすべきだと思っています。

それから先日、消費者団体の主催で電力自由化の学習会を行いました。そのときに託送料金の認可審査は公開の委員会で透明性を確保するという経産省の方からのお話がありましたけれども、ガスの会社も同じようになさいますか。

○山内委員長

最後の点のご質問ということですか。

○杉本委員

はい、今じゃなくても結構ですけど。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

中立性を確保するために具体的にどういう手段があり、必要かというのは次回きつとやると

思いますから、次回にお話させていただきますが、引頭委員がおっしゃったことは理解できません。私には非常に面妖なことをおっしゃったように聞こえて、ちょっとびっくりしています。

法的分離に限らず、いろんな手段をとるのは、もちろん中立性を確保するため。手段であって目的ではないなんていうのは、そんなのは自明なことです。それは当然のこととして、何で法的分離をするとアクセスのしやすさだとか、あるいは料金の透明性だとか、中立性のかかわることでマイナスになることが少しでもあるのか。中立性の手段と考えたって、中立性が重要なら法的分離にネガティブになる理由が、理屈としてよくわかりませんでした。それはどういう意図だったのかというのは、必要があれば次回以降伺っていきます。

それから情報のコストということの一つ伺ったので、その点については確かに考えていかなければいけないと思いました。特に行為規制に関して、妙な制度を作るとコストばかりかさんで利益にならないことが十分あり得るので、その点、私たちは十分考慮して制度を設計すべきです。

ただ情報のコストが問題ということは、逆にいうと法的に分離していなければ中立性の観点から見て非常に大きな問題だともいえるわけです。つまり同じ法人でいるところでは情報のコスト、共有のコストが非常に低くて、外の事業者との情報共有のコストは高いということを意味しているわけで、その点で法的分離なしにはイコールフットイングになっていないということを正に言ったということだと思います。

全体としてコストを下げていくということは非常に重要なことですが、一方で情報の観点から見ても、法的に分離しないことに起因する中立性の問題があることを別の角度から指摘してくださったと理解して、先ほどのご意見は伺いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、今に関連してということでどうぞ。

○引頭委員

先ほどの私の発言が言葉足らずだったと思いますのでつけ加えさせていただきますと、決して3ページの下に書いてあったことが中立性を担保するためにマイナスだということを申し上げているのではございません。先ほどの情報のコストと同じように、全体としての経営の効率性といったことなどを考えたときに、果たしてそこまで必要なのかということでございまして、あくまでもバランスの問題があるという趣旨で申し上げた次第です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは柏木委員ご発言ください。

○柏木委員

目的というのはパイプラインへのアクセスの中立性と、新規参入者がちゃんとアクセスできるようにするという目的。その手段としてどういう形態がいいかを考える。もちろんこの幾つかの会計分離という手もありますし、ただ、それは既にやっているわけですね。それから法的あるいは機能分離、いろんな方式があります。

ただ一つ気をつけなきゃいけないのは、電力は来年、例えば発送電分離の法的分離を目指す方向で法的整備が進んでいますが、それと同じような形態で、ガスも歩調を合わせる必要は全くないというふうに思っています。それぞれのインフラの進展状況に応じて適切な処置を打っていくというのが重要なんだろうと。リアリティーに富んでいるというふうに私は思います。

電力の場合には、もう全国大で全ての系統がつながっています。これはもうある意味では中立性担保のためには法的分離等々やるということは非常に重要なことだろうと私自身は思っています。本来、逆のほうがいいという人もいるぐらい。本当は法的分離してから自由化するのが普通の線じゃないかというふうに言う人もいた。それぐらいやはりインフラが発展していると。

EUの場合にももちろん共同体構想とっているわけですから、昔のパリなんて私行っても、パリは給湯パイプラインをずっと引いておいて、湯がもう出なくなって、それが普通のガスパイプラインになったり、給油パイプラインだったものが給湯パイプラインになったり、熱供給パイプラインになったりしている状況ですから、そういう意味ではパイプライン構想というのはもう網羅されています。全く日本の状況とは違うと思っています。

そういうことを考えると、ここの6ページ、7ページに我が国のガス事業の特性、インフラの特性と書いてあって、まだ全国の約5%ぐらいしかできていないということを考えますと、これの中立性というのを担保するために、法的分離をして会社の中からパイプラインだけをずっと引き出して、1カンパニーにして、ホールディングなんか抜き出していくと。こういうところを今、議論する時期なのかどうかということを明確にした上で、慎重に対応していただきたい。

目的はあくまでもアクセスがニュートラルであるということの目的の手段として、今まさにこれが重要なのかどうかということを理論武装した上で進めていく必要が、こういう会議としては中立性を担保するためにはあるんじゃないか思います。

○山内委員長

ありがとうございます。松村委員どうぞ。

○松村委員

今出てきた理論武装した上で進めて、というのは、一般論としてはともかく、この文脈で理解しかねます。法的分離をしなければインフラ投資が進む、すれば進まない等という珍妙な議論の

方こそ理論武装が必要なのではないですが、むしろそちらの理論武装をちゃんと説明していただいた上で、そのような議論をしていただきたい。

電気に関していえば、中立性を十分確保する目的というのはもちろんあるわけですが、分離の方がインフラの投資が進むはずだと言う議論もあり、その理論的な根拠は十分に示されている。それがなくことによってインフラの投資が進まなくて、だから連系線がこんなに貧弱だったという議論すらあるわけです。インフラ整備の貧弱さはガスの方がよっぽどひどい、現在の状況はガスインフラ整備という観点からも褒められたものではないことは繰り返し指摘したとおりです。

インフラの投資が進んでいないから特殊だという点に関して、インフラ投資が進んでいないのは事実ですが、だから法的分離すべきでないという理屈は理解しかねます。私は逆の理屈は十分思いつく、中立性が不十分だったから投資が進まなかったと言う理屈は思いつく。逆になぜ法的分離をするとインフラ投資が進まなくなるのかという理屈なしに、だからインフラの発展段階が違ったら当然制度設計も変わるとかというようなことを、天から降ってきた真理のように言われても困る。理論武装というなら、そのようなご主張に対する理論武装をちゃんとしていただいた上で言っていたらいいかと。分離がインフラ投資を増やす可能性があるという理屈は電力システム改革の文脈で既に十分議論し、示されています。もし逆の主張をするなら、ガスでは逆になる理屈をちゃんと説明してください。以上です。

○山内委員長

柏木委員どうぞ

○柏木委員

目的が中立性担保ということの一つの手段として、こういう法的分離というのが一つの手段であると。こういうことによって、今、これはあくまでもエネルギー基本計画と表裏一体で進めていかなきゃいけない問題だというふうに思っています。やはりこれからは化石燃料の中で流動性のあるガスシフトというのがうたわれているわけですので。特に分散型電源もこれからは大規模だけでは自由化の中で生きていけないと。熱電併給みたいなものを進めなきゃいけないと思います。

このときに法的分離することによって、本来ガスパイプラインが全国大に本当に発展しているかどうかという、法的分離をすることがガスシフトにプラスに働いていくのかわかるかどうかというのも合わせてやはりやってみないとわからないというのでは困るわけで、そこら辺の理論武装もやっぱり合わせて考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにご発言ございますか。それではどうぞ。

○北村オブザーバー

関西電力でございます。資料5の3ページの2の補足として意見を申し上げたいと思います。

これは電力がどうだからということではなしに、新規参入者としての意見でございますけれども、導管部門の中立性確保につきましては、公平性とか透明性が十分図られていないのではないかとと思われる事例がございますので、現状の制度では不十分であると考えております。

全面自由化に際しましては、現状の自由化範囲と比べまして、対象となる需要家の件数が飛躍的に増加をいたしますので、これまで以上に導管部門の中立性確保を図り、公平性、透明性を高めていくということが不可欠であると考えております。

これまでも申し上げていますので繰り返しになりますが、例えば経過措置のある気化原価が託送料金に含まれているとか、託送収支の超過利潤の扱いとか、そういった不公平な問題は早期に是正を図っていただきたいと考えますし、次期制度におきましては託送料金というのは認可制になりますので、事前の厳格審査があるとは思いますが、事後の評価もしっかりとやっていただけたらと考えます。

その他、既存の事業者の小売部門と新規参入者の取り扱いが異なる事例というのが、例えば同時同量制度とか、通信装置の特定負担などがございます。また検討料の特定負担の問題とか、検討期間の問題とか、既存事業者の小売部門と我々新規参入者でイコールフットィングが本当に図られているのかどうか、我々自身としては確認できない部分がありますので、そういったものも解消していただきたいと思います。

保安の問題も今後、導管事業者の方の具体的な運営方法を検討されると思うんですが、そういった中でも厳正な中立性を確保する仕組みというのが必要だと考えています。

以上申し上げましたように、既存事業者の小売部門と、我々新規参入者の間で差別的な取扱いがなされないように、既存事業者の方の導管部門と小売部門の業務の仕分けとこのをしっかりとやっていただいて、必要に応じてそれが組織に反映されるなど、導管部門の中立的運営というのが我々外部から見てもわかるようにしていただけたらと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。よろしゅうございますか。何か事務局から。

○横島ガス市場整備課長

幾つか指摘もいただいたので簡単に申し上げます。

杉本委員と、それから橘川委員に関連していると思いますが、卸取引で使う場合も当然託送制度は対象になりますので、託送制度をどうしていくかは小売だけではなくて卸取引にも影響があります。その観点も含めて検討していきたいと思います。

それから規模についての話がありました。私は視察に行っていないので議事録を見ただけですが、ヨーロッパでは10万件以上利用者がある場合には法的分離の対象になっていますが、10万件以上の利用者がある会社でも規模は結構小さいところがあるようで、結局小売部門と導管部門の人が同じ部屋で仕事しているんだけど、やめろというわけにもいかず、規模をどこで切るかは、ドイツだったようですが、執行の際にはいろんな議論があると聞きました。

それからインフラについて話がありました。まずヨーロッパ、アメリカと日本で違うとの話がありますが、ヨーロッパ・アメリカでは、資料にもありますが、長距離を結ぶ輸送導管と、地域で各需要家に届ける配給導管が明確に区別されています。輸送導管は日本では欧米ほど発達していないですが、配給管については日本も相当発達しており、各国と比較しても日本は長いぐらいです。その配給管についても欧州では法的分離の対象にしたことは第2次パッケージの大きな特徴です。管の性質をよく区別しながら各国と比較していくことが必要だと思います。

それから最後に公正取引委員会との関係もありましたが、ドイツでは所有権分離が相当進んでいるようです。法的分離をさらに資本関係まで解消する関係ですが、ルールが決まる前から競争政策機関から示唆があったとのこと。それを踏まえて自主的に所有権分離した事業者がいるということです。中立性を確保するのはガス事業法という事業法でより基準を明確にする形でどこまでの枠組みを置くか、事後的に独禁法という大きな法律で担保するのかが補完関係にあると思います。そのバランスも考えながらガス事業法で何をするかを考えていくことが必要だと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

まだいろいろご意見あろうかと思いますが、時間の関係もございますので、本日はいただいたご意見を踏まえまして、次回以降また検討を進めていきたいというふうに思います。

(2) 熱供給システム改革について

○山内委員長

それでは大きい議題の2番目に移りますけれども、熱供給システム改革について、これを議論したいと思います。

まず事務局から、資料6と7についてご説明をお願いいたします。

○都築熱供給産業室長

資料6に基づいてご説明を申し上げます。

各スライドの上、タイトル部分は青い帯になっていますが、その右端に頁がございます。

熱供給事業とは、資料1頁目に絵をつけておりますが、冷熱、温熱を一箇所でもまとめて製造し、導管を通じて、複数の建物に供給する事業です。まとめて製造・供給するということで、省エネ、省スペースの面でメリットがあると言われております。2ページ目に省エネ効果について記しております。

3頁にまいります。熱供給事業を行っている地点の一覧を記しております。北海道から九州まで各地で事業がなされており、操業中のもので、78社、138地点でございます。相対的に需要密度の高いところが有利なビジネスなので、どちらかという都市型のビジネスとなっております。

4頁目をご覧ください。ここでは、事業者の規模感について記しております。2つ表がございますが、上の表をごらんいただければ明確であります。一般電気事業、一般ガス事業と比較して小規模であり、導管を通じた広がりのあるビジネスとは言うものの、エリア一帯を供給するサービスというよりは、明らかに地点型のビジネスであるといえます。また、下の表にございますように、地点間を導管で相互接続している例も限られております。

5頁目には、事業主体についてお示ししております。78社のうち66社が純民間、12社が自治体出資となっております。自治体直営のケースはございません。純民間は、ガス・電力といったエネルギー系の事業者、不動産会社、鉄道等の運輸会社などが事業に参画をしています。同じく5頁目には、使用燃料について記しております。都市ガス、電力が多いのですが、清掃工場の排熱利用や河川水などの温度差エネルギーの活用なども行われています。

資料の6頁目にまいります。事業者及び供給地点について示しております。事業者数、供給地点数とも、既に、10年くらい前にピークアウトしております。資料7頁に、過去10年間に事業廃止に至った地区の廃止理由について記しております。需要家が他のエネルギーサービスに移っていった、或いは、計画段階で想定していた需要家がうまくつかなかったことなどが主なものとなっております。この中で、「供給継続」となっているものについては、いわゆる「廃業」ということではなく、エネルギー供給サービスとしては継続しているものの、熱供給事業法の適用からは外れたという意味で、事業法上廃止許可を得たというものもございます。

これに関連して、資料8ページ目に、供給事業者に対するアンケート調査の結果をお示ししております。左側には、過去5年間で既存需要家が契約解除したことがあるかとの質問に対して、住宅用では約1/10、業務用途では1/5程度の方が「ある」としています。また、右側をご覧いた

できれば、供給区域の中であっても、新築、増築の際に、住宅用の1/3近く、業務用では2/3近くが熱供給を選択されず他のエネルギー供給サービスを選ばれたという事例があるとの結果が出ています。すなわち、需要家の方々は、特に、新規の建設段階においては、他のエネルギー供給サービスと熱供給とを選ぶことができる環境にあるということがいえるかと思います。

資料9頁目にまいります。販売熱量についてのデータをお示ししています。需要種別では、オフィスビルなどの業務用が圧倒的に多く、熱の種別では冷熱が過半を占めております。年度展開した棒グラフが右端にありますが、長期的なトレンドとしては、冷熱の比率が徐々に高まってきているという傾向がございます。

資料10頁目にまいります。販売熱量、需要家数を住宅用と業務用に分けて傾向を見たものとなっています。グラフは10年前からの推移となっていますが、多少のこぼこはございますが、大雑把には、どちらも似たような変動となっています。

資料11頁、12頁にコスト構造等についてお示しをしています。まず、11頁目では、売り上げの減少に比して、営業費用は横ばいとなっています。足下では、燃料の価格の上昇なども営業費用の押し上げ要因になっているかと思われます。12頁の右側の青い表をご覧ください。

営業費用の内訳ですが、約4割を燃料関係が占める形になっております。また、設備産業であり、熱源、導管などの減価償却費が次に大きなウェイトとなっています。

ここまでの、事業の概況となっております。

資料13頁、14頁において、熱供給事業法について記しております。

まず、13頁目です。1頁とも関係しますが、熱供給事業法上の熱供給は、①導管を使って供給していること、②不特定多数の需要家に供給していること、③供給先の建物が複数であること、④熱源の加熱能力が一定規模以上であることの全てをクリアして初めて熱供給事業者の要件を満たすことになります。熱供給事業者に対する規制については、14頁目に一覧の形で記載いたしております。大きくオレンジ色の事業規制、グリーンの保安規制となっております。事業規制については、昭和47年に法が制定されて以来、自然独占性に着目した規制を行ってまいりました。事業参入は許可制であること、供給義務や料金規制が課されています。資料には記してございませんが、退出も許可制となっており、これらは、独占による弊害を除去するための措置として位置づけられています。料金規制について電気・ガスと異なるのは、値上げも値下げもいずれも認可制であるという点です。また、料金以外にも安定供給確保の観点から、温度・圧力についても一定の範囲内に維持すること、きちんと測定し記録する旨の規制も課しております。ここで一点、先ほど78社、138地点が操業状態にあると申し上げましたが、事業規制は、事業者単位でなく、各地点ごと、すなわち法令上の言い方では供給区域ごとの規制となっています。

保安規制については、熱源、導管などの熱供給施設の技術基準適合維持義務、導管の工事計画届出、供給区域ごとの安全管理体制などのソフト面での事項を定めた保安規程の届出などの規制を課しております。以上が事業法に関するものです。

資料15頁以降にまいります。

前回のこの小委員会で、杉本委員から、熱供給を受けている住宅の需要家の声をという御指摘をいただきました。これを受けまして、住宅用の需要家の方にアプローチを模索いたしましたがこの場にお越しいただくことはかないませんでした。とはいえ、需要家の方々の声を検討にきちんと取り入れていくことは大変重要であり、弊省といたしましても、本年2月に調査機関を通じまして、需要家に対するアンケート調査を実施いたしました。本日は、この調査結果の中からいくつかご紹介を申し上げたいと思います。

資料15頁、16頁には、住宅、業務用のそれぞれのユーザーに対する満足度についてでございます。15頁は住宅用、16頁は業務用となっておりますが、ほぼ共通な傾向として、安全性に関する満足度が高く、料金水準に関する満足度は低いという傾向がございます。安全性については、やはり火を使わないという部分が大きいという結果になっています。料金については、割高感についての御指摘が多い傾向がございます。

17頁にまいります。この頁では、料金に関して需要家の評価と事業者の認識の違いをお示ししています。例えば、左側の上下のグラフを比較していただくと、需要家は事業者が考えている以上に厳しい見方をしていることがわかります。

資料18頁目、19頁目にまいります。これらはいずれも住宅用の需要家に対して、契約解除についてお聞きいたしました。まず、18ページ目の左で契約解除を検討したことがあるかという問に対して、1/6くらいの方が「ある」と答えており、その理由としては、料金が安い、温度設定などの使い勝手の問題、事業者の情報開示等の不足を挙げる方が多い状況でございます。他方、契約解除を検討したものの、解約をためらった理由としては、事業法とは関係ございませんが、分譲、賃貸等の契約の中で熱供給を受けることが条件となっていること、設備改修にコストがかかることを挙げる方が多いという結果になっています。また、19頁においては、契約解除を検討したことがない理由としては、代わりうるサービスの手段がないことを挙げる方が多いという結果になっております。

資料20ページ目ですが、事業法に関する認知の度合いをお示ししています。住宅の需要家の方々では圧倒的に知られていないのに対して、ビルオーナー等の業務用の需要家の方々では過半の方が法律の存在を認知されているという結果になっております。

最後、資料21頁、22頁において、諸外国の制度について記載をいたしております。

一言で申し上げれば、事業規制の形で規制をしている国は極めて少数であるということ、代わりに、省エネとか、省エネ街作りの観点から、熱の有効利用を進めているケースが多いということになっております。また、熱は遠くに運びにくいという性質もあり、国レベルというよりは自治体単位で導入を促進しているケースが多いというのが実態です。

資料6についての説明は以上です。

続きまして、資料7についてご説明を申し上げます。

本日は、熱供給事業を行う事業者を代表してこのあと説明をいただくことが予定されておりますが、事務局から、資料にございますような3点、すなわち、

エネルギー供給事業者としての事業展開の考え方

事業規制に関する改革の期待

その他、留意すべき点

についてお話をいただくことをお願いしてございますので、ご説明に先立ちましてご紹介を申し上げます。

資料の説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは引き続き、日本熱供給事業者協会、辻副会長から資料8についてご説明を願いたいと思います。

○辻オブザーバー

協会の副会長を務めております丸の内熱供給の辻と申します。よろしくお願いたします。

ただいま熱室様から、熱供給事業の現状についてさまざまな角度からご説明がございましたが、私からは当社のケースを具体例として、幾つかの補足をさせていただきながら、事業会社として現在当社の置かれている状況や、今後の方向性を中心に説明させていただき、業界の動きといったものもあわせて説明させていただいた上で、今回のシステム改革への協会としての考え方を説明させていただきます。

資料8に基づきまして説明させていただきますが、ちょっとページ、後先いたします。大変申しわけございませんが、まず6ページをご覧ください。

全国138地点の約半分弱を占める東京の65地点をプロットした図です。当社の供給地点は千代田区の39、41、7、40、38の5地点と、港区の42の6地点です。当社の地点と新宿エリアの地点は、割と各地点が隣接していますが、他の地点は分散しているというのが一目でおわかりいただけると思います。

これは熱供給事業がエリアの再開発の際に、その開発地域だけのための事業として計画・実施されてきたためですが、またその事業内容についても次の7ページ、それから8ページに4つの地区の具体例を記載させていただいていますが、その開発の特性に対応する熱源、設備構成、供給条件になっており、全国138地点の138事業にそれぞれ個別の特殊性があるといえます。

5ページにちょっと戻っていただきまして、5ページの1の②にも記載させていただいておりますが、その開発の事業者、地権者が熱会社の出資者であり、また需要家でもあるケースが多いため、さまざまな場面でそれらの関係者と協議しながら事業を遂行しているというのも熱供給事業の特性の一つというふうに言えようかと思えます。

それでは3ページをご覧ください。当社も今ご説明した特性のとおり、1976年に大手町、丸の内、有楽町、内幸町のエリアの地権者により設立され、その後、再開発等の進捗にあわせ業容を拡大し、昨年度末では供給先がオフィスビル85棟、駅舎17駅、販売熱量は冷熱950テラジュール、温熱1,037テラジュール、売上は141億と事業会社の中では販売熱量、売上とも株式会社エネルギーアドバンスに次いで第2位の事業規模になっています。

このエリアには約100の地権者からなる「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会」というまちづくり組織がございまして、非常に活発に活動をしておりますが、当社もその中核メンバーの1社ということでご一緒しております。

この協議会の3.11以降の最大の課題は、BCP、エリア全体ではBCDということになりますが、中でもエネルギーセキュリティ問題であり、これと環境性、経済性を同時にいかに充足・成立させていくかという問題でございます。

日本経済の中核だけに他に与える影響も大きく、非常に大きな課題というふうになっておりますが、その中でエリアのインフラ、ネットワークを持つ当社が果たさなければならない役割は大きく、これに答えるべく、次の4ページに記載しておりますとおり、1番といたしまして、地区間・蒸気配管ネットワークの構築による安定・効率性のアップ、これは地点間ごとを全部結ぼうということで、1ヶ所は既に結んでおりますが、他のところでも今、計画を進めているところでございます。

それからコジェネの有効活用と、電気事業拡大による総合エネルギー事業へのチャレンジということで、先ほどのBCPの観点から、各開発でコジェネが設置されてきておりますので、それをいかに結んで、エリア全体として有効活用していくかといったところも当社ならではの役割かなということで取り組んでいるところでございます。

それから3番目といたしまして、未利用エネルギーの活用と。この3つを重点施策として取り組んでいるところでございます。このような取り組みは、ほかの多くの事業会社でも始まって

おります。

11ページをご覧ください。熱供給事業に課せられた社会的要請、役割として、中央の緑枠の中の1から5を掲げておりますが、こういうふうな社会的要請に答えるべく既に取り組み事例として、主な取り組みをその下の①から⑧に掲げております。

次のページから詳細に関しては資料をつけておりますが、時間の関係上割愛させていただきたいというふうに思います。

こういうように熱供給事業に対しまして社会の要請というのがかなり高度化、複雑化してきておりますけれども、数多くの熱事業会社が積極的にこれに取り組み始めておりますので、今回の熱供給システム改革では各事業者の創意工夫が働くように、またこれからの開発においても熱供給事業への参入と発展的展開が行いやすいような制度変更をお願いしたいというふうに思っております。

具体的には9ページに協会としての考えをまとめています。

課題につきましては後ほど一緒にご説明したいと思いますが、まず2-1の事業許可、供給義務・供給区域ですが、新たな事業許可につきましては新規参入がしやすいよう、まず要件の緩和をお願いしたいというふうに思っておりますが、熱事業の推進のためには熱事業への信頼がまずは必要というふうに考えておりますので、事業者としての適格性の一定のチェックをお願いしたいというふうに考えております。

また、現在も加入義務はない中で、実質的に個別熱源と競合状態にあり、需要家には熱源選択の自由がありますので、供給義務は不要だというふうに考えております。もちろん既存の需要家へは契約や新規則に基づき安定供給を継続していくことは言うまでもありません。

次に10ページの2-2の料金規制への考え方ですが、先ほどのさまざまな社会的要請に答えていくためにも、まずは需要家の皆様の満足、信頼が第一というふうに考えておりますが、先ほどの課題のところにも書かせていただいておりますが、現在ではお客様のさまざまなニーズに答えられるような提案ができていないというふうに考えております。

その要因の一つといたしまして、現状の料金制度ではさまざまな需要家のニーズに迅速に柔軟に対応していくことが困難だというふうに考えております。また、今後ますます強まると予測されております個別熱源への対策や、電気・ガスの自由化で起こり得るさまざまな動きを有効に組み入れ、需要家へのサービスアップにつなげていくためにも料金規制は撤廃していただきたいというふうに考えております。

冒頭ご説明しましたように、熱供給事業者はそのエリアの開発に責任を持つ者によって設立運営されており、需要家にご納得いただけないような料金を一方的に押しつけるようなことはあ

りませんし、既に個別熱源との競合ということにさらされておりますので、いろいろと需要家のご満足いただけるような、そういう話を突き詰めていきたいというふうに考えております。

さらに熱供給事業に求められている社会的な要請は、先ほどご説明したように、単なる熱供給にとどまらず、多岐にわたります。我々もこの要請に積極的に答えていく所存ですので、2-3にも記載しておりますが、省庁横断的なサポートをお願いしたいというふうに思いますし、エネルギー産業構造と需要家のニーズの急激な変化に迅速に対応できるよう、早期のシステム改革の実施をお願いしたいというふうに考えております。

駆け足でございますが、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは若干時間が少なくなってまいりましたが、今ご説明いただきました事項につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どなたかご発言ございますか。

それでは杉本委員どうぞ、ご発言ください。

○杉本委員

家庭用の消費者に対してアンケート調査をしていただいてありがとうございました。この中で、契約解除を検討した理由として75.9%、断トツに高いということ。それから契約解除を検討したが、解除をためらう理由の中には改装コストですとか、代替なしとか、入居条件、管理者意向などが挙げられているということがよくわかりました。

解約を検討しなかったことの原因に、給湯の代替がないということがあると思うんですけども、これが大きい理由だと思います。この代替制ということは、集合住宅ですとか、賃貸住宅に住んでいる簡易ガスを使っている消費者にも同じようなことが言えるんだと思うんですね。それで簡易ガスと熱の料金規制の整合性も考えていただければというふうに思っています。

熱料金でも、家庭消費者では単独での建てかえが困難なんだと思うんですけども、値上げの料金規制と供給義務規制は消費者の安心感から維持すべきだと考えます。省エネになる料金メニューの多様化で事業者がコスト回収をしやすくする工夫も必要だというふうに感じました。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは柏木委員どうぞ。

○柏木委員

熱供給に関して今まで余り事故もないということもありますし、そういう意味では規制緩和の

方向にやっぱり行くべきであろうというふうに思います。

やはり自由化の今、方向で進めるということになりますと、エネルギー基本計画、しつこく言うようですけども、書いてありますように、熱電一体型の熱供給に関しては推進するという方向でいけば、熱を売るだけではなくて電力も自由化によって売れるような形で新しいビジネスモデルが出てきます。

そうすると今まで熱供給で随分不満というふうなこと、あるいは料金高いとか、いろんな不満。利便性がある国にとっては環境性等、非常にいいわけですが、ユーザーにとってはやや高いとか、個別空調のビルマルチのほうが安くていいとかいう話になった結果がこういう高いというのにあらわれていると思います。けれども、これを打ち消さないとなかなか本格的に環境国家にはなり得ないということになりますと、今のようなビジネス多様化ができるような形での容積率の緩和だとかが必要になると思います。

この規制法自体は、この熱供給事業法自体が規制法ですから、そういうことはうたえないかもしれませんが、ポリシーミックスの形でこういうふうな排熱をうまく使うようなところには、ある程度の容積率緩和とか、そういうのを行えるような形にすれば、都心部でもより一層入ってくるんじゃないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

特によろしゅうございますか。それではありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、今後、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに思います。

それでは最後に今後の予定について、事務局からご説明お願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

次回第15回は10月30日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追って連絡いたします。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

以上をもちまして第14回ガスシステム改革小委員会を終了といたします。

どうもご協力ありがとうございました。

-了-